

簡易検査キット（抗原定性検査）を活用した水際対策事業

危機管理室

1. 背景・目的

当圏域の新型コロナウイルス感染症の感染事例は、同居の家族、職場の同僚、会食の場合等が主なものであるが、その元々の原因は感染拡大地域をはじめ他地域との往来に起因している。

感染拡大地域からの水際対策を図るためには、不要不急の往来の自粛は呼びかけつつ、仕事や通学で県内他地域や首都圏、中京圏など他地域と往来せざるを得ない人、また法事や慶事等において圏域外からの参加者等を含め、「地域外との往来者を積極的に検査する」ことが肝要である。

現在県内では、従来株よりも感染しやすく重症化しやすい可能性が指摘されている変異株への置き換わりが急速に進んでいる。長野県のスクリーニング検査の変異株陽性率は5月23日までの1週間で96%、5月30日まで及び6月6日までの1週間では100%であった。

ついては、より感染しやすい変異株の当地域への侵入をできるだけ早く検出するため、圏域外との往来をされた方や体調に不安を感じている方に対して簡易検査キットを無料で配布し、迅速かつ多くの検査を行うことで水際対策を行う。

また本事業は、検査キットの実用性及び検査キットを活用した水際対策の有効性についての検証を行う事業としても位置付け、有効である結果が得られた場合、人の移動が多く見込まれる時期や第5波以降の水際対策としての活用の検討を行う。

2. 具体的方法

(1) 対象者

飯田市内に住所を有する方又は飯田市内の事業所、学校等に勤務、通学等する方で、下記の条件に該当する方のうち、検査を希望する者（企業・事業所での申し込みも可）

- ・感染拡大地域との往来があった方（圏域外通勤通学者を含む）
- ・冠婚葬祭等により、感染拡大地域から来飯する親戚等
- ・倦怠感などがあるものの、診療所等での診療を迷っている方
- ・陽性者の濃厚接触者や接触者に該当せず検査対象にはならないものの不安を感じている方

(2) 実施方法

- ① 検査を希望する方は、事前に飯田市へ所定の形式（パソコン、スマートフォン等のネット申込、FAX又は郵送）で申し込みを行う。
- ② 検査キット（抗原定性検査、唾液で検体採取、30分程度で結果が出る）、使用説明書、検査結果報告書を郵送する。
- ③ 検査終了後、検査結果報告書（陽陰性の結果、感想等）を返送してもらう。

検査種類	抗原定性検査	抗原定量検査	PCR 検査
○調べるもの	ウイルスを特徴づけるたんぱく質(抗原)	ウイルスを特徴づけるたんぱく質(抗原)	ウイルスを特徴づける遺伝子配列
○精度	検出には、一定以上のウイルス量が必要	抗原定性検査より少ない量のウイルスを検出できる	抗原定性検査より少ない量のウイルスを検出できる
○検査実施場所	検体採取場所で実施	検体を検査機関に搬送して実施	検体を検査機関に搬送して実施
○判定時間	約 30 分	約 30 分 + 検査機関への搬送時間	数時間 + 検査機関への搬送時間

(出典：厚生労働省ホームページ)

[検査イメージ]

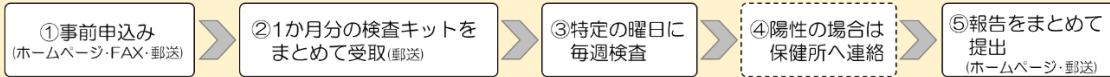
【事例1】

接触者等には該当しないが不安を感じている方



【事例2】

感染拡大地域へ通勤や通学をしている方



【事例3】

感染拡大地域から法事や慶事で来飯される方



(3) 配布個数

5,000 個

(4) 受付期間

令和3年6月21日(月)から令和3年7月16日(金)(予定)

※予定数量の配布が終了した時点で終了

3. 検証

検査期間終了後、検査キットの実用性、検査のニーズ及び検査キットを活用した水際対策の有効性に関して、飯田医師会に協力を依頼し検証を実施する。

4. 予算

- 検査キット 5,000 千円 1,000 円/個×5,000 セット
- 事務委託料 2,500 千円 (申請受付、問合せ対応、配布、集計等)
- 事務費 500 千円 (広告料、消耗品費、通信運搬費等)

5. スケジュール

- 6月17日（木）飯田市のWebサイト、SNS、新聞広告等による広報開始
- 6月21日（月）受付、配布開始（1か月間又は5,000個配布終了まで）
- 7月16日（金）受付、配布終了
- 7月26日（月）検査結果集計
- 7月下旬～ 医師会に協力を依頼し検証を実施

6. その他

検査を実施するにあたっての注意事項等

- ・感染拡大地域との往来があってから検査までの間は特に感染予防対策をすること。
- ・検査するタイミングをよく理解した上で検査を行うこと。
- ・陽性の場合は速やかに保健所へ連絡し、指示に従いPCR検査を受けること。
- ・陰性の場合でも引き続き感染予防対策を行うこと。
- ・圏域外の方を検査対象とする場合は、余裕をもって申請を行うこと。
- ・使用しなかった検査キットは速やかに返品すること。
- ・配布された検査キットを他人に譲渡・転売しないこと。
- ・使用済み検査キットは、陽性の場合は判定部がわかるよう写真を撮った上で密封し、また陰性の場合にはビニール袋等に入れ、「燃やすごみ」として確実に処分すること。
- ・検査による結果は確定診断ではないので、偽陽性であった場合などによって発生した損害についての補償は行わない。
- ・住所、氏名等の個人情報については、検査キットの配布時のみに利用するものとし、一定期間厳正に保管した後、適正に廃棄する。